

問診の際に転倒事故の経過や態様等を具体的に質問しなかった医師の責任

メディカルオンライン医療裁判研究会

【概要】

自宅の外階段で転倒した男性(当時 74 歳)が、救急車で病院へ搬送された。担当した医師は、患者に対し、「頭や首などを打ってはいないか」と複数回にわたり質問したが、患者は明確に否定し、診察と CT 等の検査の結果、左大腿骨頸部骨折および骨盤骨折の疑いと診断され入院となった。しかし、その数時間後に意識レベルが低下し声かけにも反応しなくなったため、頭部の検査を行ったところ、頭蓋骨骨折、硬膜下血腫、および脳室内出血が確認され、その後、急性硬膜下血腫により死亡した。

本件は、当初の診察の際に担当医師が頭部外傷を疑って必要な検査を行うべき注意義務に違反したとして損害賠償が請求された事案である。

裁判所は、医師の診療上の注意義務違反を認め、慰謝料請求を全額認容した。

キーワード: 転倒, 骨折, 急性硬膜下血腫, 外傷性健忘, 問診義務

判決日: 東京地方裁判所平成 18 年 7 月 13 日判決

結論: 全部認容(認容額: 計 1500 万円)

【事実経過】

年月日	詳細内容
平成14年 9月20日 午前11時頃	A(男性, 当時74歳)が, 自宅の勝手口から下方の道路に降りるためのコンクリート製の外階段で転倒(以下, 「本件転倒事故」という)。
午後0時23分	階段の踊り場で座り込んでいたAを妻Bが発見し, 救急車を呼んだ。 なお, 発見された際, Aは, Bに対し, 「どこからどのように落ちたかわからない」と話した。
午後0時51分	Aは, 救急車でH病院に搬送され, O医師による診察を受けた。問診の際のAはごく普通に会話ができており, O医師に対し, 自

	宅の外階段で転倒したことを告げるとともに左手痛および左股関節痛(左大腿部痛)を訴えた。 O医師は, Aの手や肘に擦過傷や挫創を認めたことから, Aの股関節, 手指, 胸部のレントゲン検査および骨盤のCT検査等を行った。その結果, Aは, 左大腿骨頸部骨折および骨盤骨折の疑いと診断された。 一方, O医師は, 問診および検査の際, 頭や首などを打っていないか, 痛くはないかと複数回にわたりAに質問したが, Aは, その都度, 打っていないし痛くもないと明確に答えた。また, 救急隊からの報告やバイタルサインの測定結果にもAが頭部外傷を負ったことを示すものはなかった。
--	--

	そこで、O医師は、Aが本件転倒事故によって頭部を打った可能性はないと判断し、それ以上に本件転倒事故の経過や態様等を具体的に質問せず、頭部のレントゲン検査やCT検査も行わなかった。
午後2時30分	上記診断に基づき、Aは安静および経過観察を目的として入院した。
午後5時頃	Aの意識レベルが低下し、声かけに反応しない状態になったため、頭部のレントゲン検査とCT検査を行ったところ、頭蓋骨骨折、硬膜下血腫、脳室内出血が確認された。
午後6時頃	Aを脳神経外科のあるI病院に転送した。
午後8時頃	I病院で頭部の検査および開頭血腫除去術が行われた。 なお、I病院でAの頭部外傷について検索した結果、頭部表皮には、針で突いた程度のピンホール様の傷から血が滲んでいるといった微小な痕跡しか発見されなかった。
12月9日	Aは、意識が回復しないまま、頭部外傷による急性硬膜下血腫により死亡した。

【争点】

- ・O医師がAに転倒事故の経過や態様等を具体的に質問すべき義務があったか否か

【裁判所の判断】

1. 当初、診断時にO医師が負っていた注意義務の内容

Aのような高齢者が大腿骨頸部および骨盤の各骨折を生ずるような強さないし態様で自宅の外階段で転倒したという事実関係の下では、一般的には、その転倒の際に頭部をも打った可能性があるといえる。

ところで、特に高齢者が頭部に衝撃を受けた(頭部外傷が生じた)場合、頭蓋内血腫等を生じやすく、頭蓋内血腫が生じてこれが増大すると死をもたらす危険があることから、これをできる限り早期に発見して、速やかに緊急開頭術により血腫を除去する必要がある。

また、外傷性頭蓋内血腫については、受傷当時意識が明瞭でありながら(意識清明期)、30分ないし数時間経ってから次第に意識障害が現れ、進行性に増悪することがあり、特に高齢者の場合、脳の萎縮のために血腫や脳浮腫が高度になるまで意識障害等の症状が現れないことがある。さらに、頭部外傷の場合、一見すると意識障害がなさそうに見えても、外傷性健忘を来していて受傷時の記憶がないことがあり、外傷性健忘の存在は頭部打撲がそれなりに強かったことを示すものであることから、一見すると意識障害がないと思われる場合であっても、頭部打撲がないということには必ずしもならない。それゆえ、一定の頭部外傷の可能性を示唆する受傷状況が想定できる限りは、受傷の瞬間の様子を尋ねてみることも重要である。

本件では、O医師は、Aが被告病院に入院した午後2時30分までの時点において、Aが大腿骨頸部および骨盤の各骨折を生ずるような強さないし態様で自宅の外階段で転倒したという事実関係を把握していたのであるから、O医師は、Aにつき、当初の診察の際、外傷性健忘のことも念頭に置いて、転倒事故の経過、態様等(本件階段の形状、転倒ないし転落

の経過およびその原因等)を具体的に質問するなどした上、外傷性健忘が疑われるなどして頭部外傷の疑いが残る場合には、その有無を確認するために頭部のレントゲン検査ないしCT検査を行うべき診療上の注意義務を負っていたといえる。

なお、被告は、頭部のレントゲン検査ないしCT検査につき、放射線被曝を招くので、頭部外傷を疑わせる事情がない限り、これを安易に行うべきではない旨主張するが、本件事実関係の下では一般的に頭部外傷の可能性があるというべきところ、頭部外傷という疾患には死をもたらす重大な危険性があることを考えると、ここで放射線被曝のことを考慮して検査を控えるというのは相当でない。

2. O医師の注意義務違反の有無

本件の事実関係によれば、事後的客観的にみる限り、Aは、本件転倒事故により頭部を頭蓋骨骨折が生じたほどの強さで打っていたことが明らかであるにもかかわらず、O医師による問診時に頭は打っていないなどと明確に答えたというのであるから、その時点で外傷性健忘を来していたことが優に認められる。そのため、同医師が上記の事故態様等についての詳細な問診を実施していれば、Aが本件転倒事故の具体的な経過、態様等を明確には覚えていないことが判明した蓋然性が高く、したがってまた、Aが外傷性健忘に陥っており、頭部外傷の疑いが残ることを容易に認識することができ、頭部のレントゲン検査ないしCT検査が実施されることになったであろうことが認められる。

そうすると、O医師には、上記診療上の注意義務の違反があるといわなければならない。

【コメント】

1. はじめに

本件は、転倒事故に遭い救急車で病院に搬送された患者に対し、医師が必要な問診を尽くさなかったために患者の頭部外傷を見逃したとして、医師の診療上の注意義務違反を認めた裁判例である。

医師が問診により情報を収集することは医療行為の出発点であり、診断や治療方針の選択を左右する重要性を有する。問診の実施のしかたによっては、医療行為の出発点にして患者の生命に対する危機を招きかねず、だからこそ、適切な問診を実施しなかった場合には、法的にも有責との評価を受けることとなる。

問診義務に関しては、本件と比較すべきケースとして次項に挙げる裁判例があるが、本件は、医師にとって想定可能であった受傷状況から、問診の際に質問すべき内容を導き出した点に特徴がある。

2. 問診義務に関する裁判例

①神戸地裁明石支部平成2年10月8日判決

本件と同様、救急車で搬送された患者の脳損傷を医師が問診によって認識するに至らなかったことが問題とされたケースである。

同事案では、救急車で同行した患者の妻が医師に対し「階段から誤って落ち、下が石のところへドスンと大きな音を立てて落ち、頭を打っています。」と繰り返し説明したのに対し、医師は、患者の意識状態が清明であったことから、脳損傷の可能性はないと判断し、レントゲン検査等を行わなかった。

裁判所は、医師が脳損傷を疑ってその判断に必要な資料(年齢、既往歴、受傷時刻、受傷状況、受傷時の意識状態およびその後の意識状態の変化、他の諸症状の有無等)を問診により収集する義務を怠った、と結論づけた。

②横浜地裁平成17年9月29日判決

急性喉頭蓋炎の症状が現れていた4歳の男児に対して、医師が、問診の結果、男児の呼吸の仕方や「のどが苦しい」との訴えを信用せず、大げさであるとして斥けただけで、安易に「急性咽頭気管支炎」と判断してそのまま帰宅させた点に注意義務違反があるとされた事案である。男児は、急性喉頭蓋炎を原因とする低酸素血症ないし低酸素脳症を発症し、言語障害と全身麻痺の後遺症を負った。

同事案は、問診に対する患者の回答の信用性が問題になった点で本件と共通する。裁判所は、自覚症状のある小児の疾患の緊急性を鑑別するために、言葉での表現能力に未熟な点のある小児だけでなく、付き添いの保護者らからも問診を行い、慎重にその症状等を聞き出す義務があったと判示している。

3. 問診によって確認すべき事項

問診に際しては、多くの場合、問診によって疾患やその原因となる事実の存否、あるいは疾患の典型症状の有無を、診断のために有用な情報として患者から聴取することが意識されているものと思われる。本件でも、O 医師は、問診によって、「転倒して頭を打った」という事実を否定する内容の回答をAから聴取しており、この回答は、一見すると頭部外傷が存在しないと診断する根拠となる有用な情報であるように思える。

しかし、本件では、さらに一步進んで、問診の結果として頭部外傷を負う可能性のある受傷状況が想定できたことから、外傷性健忘を来している可能性があるため、そのことをふまえた質問をする必要があるとされた。すなわち、転倒事故の経過や態様それ自体を明らかにすることではなく、経過や態様を記憶しているかどうかを明らかにして回答内容が信用するに足りるものかどうか判断することを主目的として、転倒事故の経過、態様等を具体的に質問することが求められたのである。

このような観点からすると、裁判例①は、救急車で搬送された患者の頭部の障害を医師が問診によって認知するに至らなかった事案という点では本件と類似するものの、問題となった問診義務の次元が本件とは異なる事案である。

すなわち、裁判例①では、患者が頭を打つような状態で転落したかどうかという情報を直接聴取するために受傷状況等を質問することが求められているのに対し、本件では、頭部を打っていないという患者の記憶の正確性を確かめるために受傷状況等について質問することが求められており、求められる質問の意図が全く異なっている。

一方、裁判例②では、言語による表現能力の未熟な小児については、その未熟さをふまえて本人だけでなく付き添いの保護者らに対しても問診を行い慎重に症状等を聞き出す義務があるとされている。裁判例②は、患者の回答を裏付けなく信用した本件とは対照的に、患者である男児の訴えを信用できないものと決めつけたことに問題があったケースであるが、患者本人の訴えを信用することができない事情があるのであれば、保護者からの聴き取りや検査の結果等から丁寧に診断を行うことが求められるのも無理はない。

4. 本判決に基づく考察

認知症患者や小児、酩酊状態にある者への問診など、医師が患者の発言の真偽を疑わなければならないケースはある(裁判例②は、逆に疑う意識が過剰であった事案といえる)。ただ、そのようなケースでは、患者の属性から、発言内容に対する疑いを抱くことがさほど難しくない。

これに対し、本件は、患者の属性等からただちに発言の真偽を疑う視点をもつことが難しい事案であった。そうであれば、意識清明で会話によるコミュニケーションにも問題がない患者に対し、頭部を打ったかどうか複数回質問した上で、打っていないとの

明確な回答を得たにもかかわらず、外傷性健忘の可能性を考慮に入れて問診をすべきという義務まで課すのはいささか厳しい判断であるように思われる。

また、本来であれば前方視的に判断されるべき注意義務違反の有無について、後方視的に外傷性健忘を認定した上で判断していると捉えられる箇所（【裁判所の判断】第2項「事後的客観的に見る限り……」）があり、論理構成にも疑問が残る。

しかし、一方で、本件では、問診の時点で転倒による左大腿骨頸部骨折および骨盤骨折が判明したことに加え、Aが頭部を打った可能性もあり、O医師もその可能性に基づいてAに再三質問していたという事実関係がある。このように、骨折をもたらすような転倒状況を想定しうる場合には、外傷性健忘の可能性を考慮に入れた上で問診を実施すべき義務があるかどうかは別にしても、患者に外傷を負った原因、経緯（受傷機転）を具体的に尋ねるといった注意義務を課すこと自体は不合理とまではいえない。

また、仮に受傷機転を具体的に尋ねていけば、外傷性健忘を来たしていることが判明し、ひいては頭部を打った事実も明らかになっていたはずである、という裁判所の認定は、結果論ではあるが、受傷機転を具体的に聴き取ることの重要性を物語るものである。

本判決は、骨折を伴うような転倒事故に遭った患者の問診における、受傷機転の詳細な聴き取りの重要性を示唆するものとして、臨床上参考になる事案として紹介するものである。

【参考文献】

- ・判例秘書
（東京地裁平成18年7月13日判決）
- ・判例時報1394号128頁
（①神戸地裁明石支部平成2年10月8日判決）
- ・判例時報1916号102頁
（②横浜地裁平成17年9月29日判決）
- ・福田剛久 他編. 最新裁判実務大系2 医療訴訟.
東京: 青林書院; 2014. p.356.

【メディカルオンラインの関連文献】

- ・[\(7\)転倒・骨折***](#)
- ・[第2回 転倒事故の現状とその内的要因***](#)
- ・[転倒・転落**](#)
- ・[【I. 頭部】頭部外傷\(1\)急性硬膜下血腫**](#)
- ・[\(1\)意識障害**](#)
- ・[急性心筋梗塞治療後に頭部外傷が判明した1症例**](#)
- ・[第94回 知ってお得な軽症頭部外傷 Part 1～群雄割拠, 軽症頭部外傷CT適応の戦国時代～**](#)
- ・[第7回 歩いてくる頭部外傷に要注意～その診断にEBMはありますか?***](#)
- ・[その88 軽症頭部外傷の診察**](#)
- ・[A: Alcohol**](#)

「*」は判例に対する各文献の関連度を示す。